

## 第16章 貿易管理・為替管理

### 1. 輸出入規制

#### (1) 輸入規制

関税法により、輸入規制は以下の3分類で規制されている。輸入に関連する法規制は、セーフガード法（共和国法第 8800 号）及び施行細則（共同行政命令第 03-00 号）、アンチダンピング法（共和国法第 8752 号）、相殺関税法（共和国法第 8751 号）、戦略取引管理法（共和国法第 10697 号）、右ハンドル車輸入禁止法（共和国法第 8506 号）などがある。

- ① 自由輸入品目  
輸入が規制又は禁止されておらず、政府機関の事前許可が不要な品目。
- ② 輸入規制品目  
輸入に際して、中央銀行を含む適切な政府機関からの許可が必要な品目。
- ③ 輸入禁止品目  
輸入が禁止されている品目。次の図表のとおり。

図表 16-1 輸入規制・禁止品目

輸入規制品目	輸入禁止品目
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無水酢酸</li> <li>2. コメ</li> <li>3. シアン化物、シアン化合物</li> <li>4. クロロフルオロカーボンその他のオゾン層破壊物質</li> <li>5. 石炭及びその派生物</li> <li>6. 精製石油製品</li> <li>7. 1 インチ当たり 2,400 ドット以上のカラー印刷機（プリンターを除く）</li> <li>8. 爆発物製造用化学薬品</li> <li>9. 農業用の殺虫剤</li> <li>10. 樹木又は植物の種子又は苗木</li> <li>11. 自動車</li> <li>12. 自動車部品</li> <li>13. 自動車のタイヤ、チューブ、シートベルト</li> <li>14. 社会主義国（中国を除く）からの輸入品全般</li> <li>15. 放射性物質</li> <li>16. 1 万ペソを超えるフィリピン法定通貨及び 1 万ドル相当を超える外貨</li> <li>17. リサイクル品、金属の廃品、金属を含む汚泥、プラスチックの廃品及び電子組立て品の廃品など</li> <li>18. 塩</li> <li>19. 牛乳</li> <li>20. 肉類、肉製品</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関税法第 101 条に規定されている品目 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. ダイナマイト、火薬、弾丸その他の爆発物、戦闘用火器および兵器ならびにその部品（法律で認められている場合は除く）</li> <li>b. フィリピン政府に対する反逆、反乱、暴動、転覆、法に対する実力的抵抗を主張もしくは扇動する内容を有し、または、フィリピンの人民に対して生命の危険もしくは身体的危害を与える脅威を含むあらゆる形態の文書または印刷物</li> <li>c. わいせつまたは非道徳的な内容を含む文書、ネガ、映画フィルム、写真、彫刻、リトグラフ、物体、絵画、線描画、その他の表示物</li> <li>d. 非合法的な中絶を行うために考案、意図または調整された器具、薬品および物質、または非合法的な中絶を行う場所、方法もしくは人の情報を直接的または間接的に提供する印刷物</li> <li>e. ルーレットの回転盤、ギャンブル用品一式、不正さいころ、印の付けられたトランプ、ギャンブルで使用される機械、器具、装置など</li> <li>f. フィリピン政府が認めたもの以外の宝くじおよびその広告や一覧</li> <li>g. 全部または一部を金、銀、その他貴金属で製造されたもので、それら貴金属の正確な純度が示されていないもの</li> <li>h. 食品医薬品法（Food and Drugs Act）に違反した混合物、または不適切な表示をした食品および薬品</li> <li>j. マリファナ、アヘン、ケシ、コカノキの葉、ヘロインなどの習慣性があると大統領が定める薬物</li> <li>k. その他法律などに基づき管轄官庁から輸入が禁止されているもの</li> </ol> </li> <li>2. 古着及びぼろ</li> <li>3. おもちゃの銃</li> <li>4. フィリピン知的財産法又はその他の関連法を侵害し、輸入される商品</li> <li>5. 中古車及び同部品 （例外品目：トラック、バス、特殊車両（救急車など）、地方自治体に寄付される中古車）</li> <li>6. 右ハンドル車</li> <li>7. 有害廃棄物</li> <li>8. ハード型界面活性剤を含む洗濯洗剤及び工業洗剤</li> </ol>

輸入規制品目	輸入禁止品目
	9. PCB (ポリ塩化ビフェニル : polychlorinated biphenyl) 10. 生きたピラニア、エビ

(出所) ジェトロ公開資料を参考に作成

## (2) 輸出規制

行政命令 (Executive Order) 第 1016 号により、輸出に関する検査は原則として廃止されているが、例外として輸出が規制又は禁止される品目が定められている。対象となる品目は、関税局回状 (Customs Memorandum Circular) 第 64-2014 号にて定められており、主な品目としては次のものがある。なお、輸出国規制は存在しない。

図表 16-2 輸出規制・禁止品目

輸出規制品目	輸出禁止品目
1. 衣類及び布地、絨毯、ポリエステル短繊維、フィラメント、織物、布・革張り家具、その他天然及び合成繊維など 2. 銅精鉱 3. 穀物 4. 植物、生鮮果実、野菜、昆虫標本、薬草、切り花など 5. 人工林の材木 6. 砂糖及び糖蜜 7. コーヒー 8. 生きた動物 (鳥及び虫を含む) 及びその生成物など 9. 魚介類 (生魚、鮮魚、干物、加工品、冷凍品) 10. 光学・磁気メディア 11. 1 万ペソを超える法定通貨 12. 骨董、文化遺産など 13. 武器及び爆発物	1. アバカ及びラミーの種子及び苗 2. マングローブ 3. ミルクフィッシュの幼魚及び産卵期にあるもの 4. 栽培用のサババナナ 5. 金 6. 天然林の丸太及び材木 7. 熟したココナッツ及びココナッツの苗 8. エビの卵及び稚魚 9. 一定の種類のカキ 10. 野生植物及び動物

(出所) ジェトロ公開資料を参考に作成

なお、未加工鉱石の輸出に関しては、2018 年 6 月 13 日付の customs memorandum circular no. 124-2018 によって、一定の確認プロセスを経て承認された場合に輸出が許可されるようになっている。

## 2. 関税制度

フィリピンは GATT に 1979 年から、WTO に 1995 年から加盟してきた。二国間協定としては、日・フィリピン経済連携協定 (JPEPA) が 2008 年末から、中国との地域的な包括的経済連携 (RCEP) が 2023 年 6 月に発効している。

多国間協定としてフィリピンが原加盟国である ASEAN 自由貿易地域協定 (AFTA) が 2010 年より発効しているほか、ASEAN と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、香港との貿易協定が発効している。

また、フィリピンとアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスから構成される EFTA (The European Free Trade Association) の間での自由貿易協定も発効している (フィリピン、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスは 2018 年より発効、アイスランドは 2020 年より発効)。

日本からフィリピンへ輸出する際は、最恵国待遇税率、日・フィリピン経済連携協定 (JPEPA) 適用税率、日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) 適用税率のいずれかを利用する。第三国からの輸入に際しては、一般税率、最恵国待遇、自由貿易協定 (FTA)、経済連携協定 (EPA) のいずれかの適用税率を利用することとなる。なお、輸入品には関税のほかに 12% の付加価値税 (VAT) が課される。更に、国内消費用に輸入される煙草、蒸留酒、ワイン、自動車、鉱物製品などは、関税のほかに物品税を支払わなければならない。ただし、2021 年に発効された CREATE 法の施行細則 (Implementing Rules and Regulations: IRR) により、フィリピン経済区庁 (PEZA) や投資委員会 (BOI) 等の投資誘致機関から承認を受けて投資促進機関 (IPA) に登録されているプロジェクトに係る輸入に関しては、関税及び付加価値税の減免措置が講じられている。

### 3. 通関手続

#### (1) 輸入手続

輸入の通関手続において、下記の必要書類を関税局に提出する。

- ・ 輸入・内国歳入税申告様式 (関税局様式 236)
- ・ 船荷証券又は航空運送状 (Bill of Lading 若しくは Air Way Bill)
- ・ 商業インボイス
- ・ パッキングリスト
- ・ 原産地証明書 (必要な場合)
- ・ その他関税局が義務付ける追加書類

加えて、輸入品がフィリピン国家規格の対象品目である場合は、貿易産業省製品標準局から輸入商品許可証の発給を受けなければならない。これは、輸入品がフィリピン国家規格に該当する場合はその品質がフィリピン国家規格もしくは貿易産業省製品標準局が認める品質に達していることを証明するものであり、該当品目の輸入に際して必須である。申請に際し必要なものは品目ごとに定められているが、概ね下記が必要となる。

- ・ パッキングリスト
- ・ 輸入許可の認証謄本
- ・ 商業インボイス
- ・ 船荷証券又は航空運送状 (Bill of Lading 又は Air Way Bill)
- ・ 関税調査官の所見の認証謄本
- ・ 貿易産業省の事業登録証明書/証券取引委員会の登録証明書
- ・ 対象製品のバッチ番号、シリアル番号の概要
- ・ 委任状 (輸入商品許可書を発給する会社を管理・監督する人物により、申請書が提出される場合)
- ・ 取締役会の決議書 (輸入商品許可書を発給する会社を管理・監督する人物により、申請書が提出される場合)

- ・ 該当する場合、原産国の認定試験所から得た試験報告書の原本は、申請書を提出する貿易産業省地域・州事務所に直接送付される。

輸入物品が通信機器又は通信関連機器である場合、税関局は、輸入業者に対し、共和国法第 3826 号又は無線規制法及び関連法規に基づき、国家電気通信委員会が発行した（規制通信機器については）輸入許可又は（非規制通信機器については）免除証明書の提出を求める。

## (2) 輸出手続

輸出時に求められる書類は下記のとおり。

- ・ 輸出申告書
- ・ 商業インボイス
- ・ パッキングリスト
- ・ 船荷証券（Bill of Lading）
- ・ 原産地証明書
- ・ 保険証券（必要な場合）
- ・ 荷積後証明書（Post-Loading Certificate）（任意）

### 【参考】通関手続のフロー

- 航空貨物輸入
  - ① フライトが到着
  - ② 航空会社が目録を関税局へ送信
  - ③ 通関業者が目録を関税局へ送信
  - ④ TSAD（Transshipment Single Administration Document）を作成
  - ⑤ 承認、リリース
- 船舶貨物輸入
  - ① 目録を関税局へ送信（本船到着の 6 時間前）
  - ② 船舶が到着
  - ③ 通関業者が TSAD を作成
  - ④ 承認、リリース
- 航空貨物輸出、船舶貨物輸出
  - ① ED（Export Document）を入手
  - ② 関税局へ申告、許可
  - ③ エアライン/港湾倉庫に搬入
  - ④ 航空機、本船に搭載

また、現地日系企業によると、輸出入に関する通関手続について、システムによる管理が十分かつ適切に運用されていない場面に遭遇することもあり、輸出入に予想以上に時間を要するケースもあるようである。特にクリスマスシーズンは毎年混雑するようである。

#### 4. 為替相場

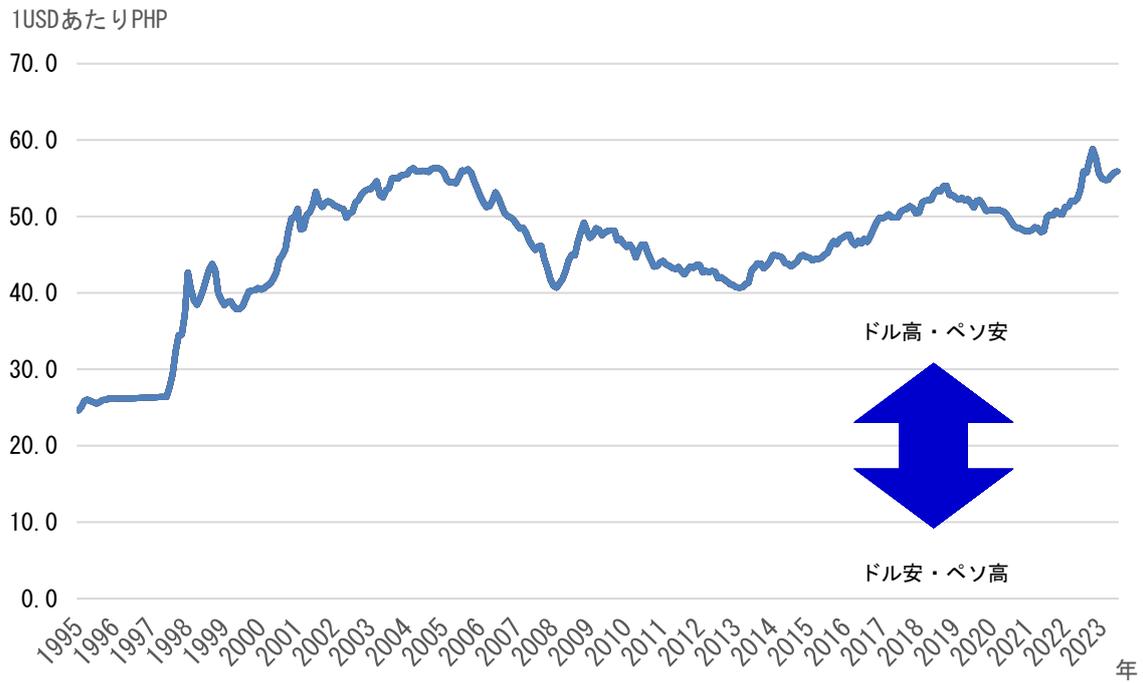
フィリピンペソ (PHP) の為替相場はアジア通貨危機の前後で変動が大きく異なる。通貨危機の直前は概ね1ドル24~26PHPであったが、アジア通貨危機後の1998年は1ドル39~42PHPとペソの相対的価値は大幅に下落した。フィリピンは通貨危機の影響を受けた国の中では、金融システムへの影響が比較的軽微であったと言われる。

しかし、その余波は広く、例えば通貨危機発生以前には電力セクターを独占していたフィリピン国営電力公社 (National Power Corporation) は収入をペソ建て、独立系発電事業者からの電力の買取価格を米ドルと連動させていたため、米ドルに対するペソの下落により同社は債務超過となった。

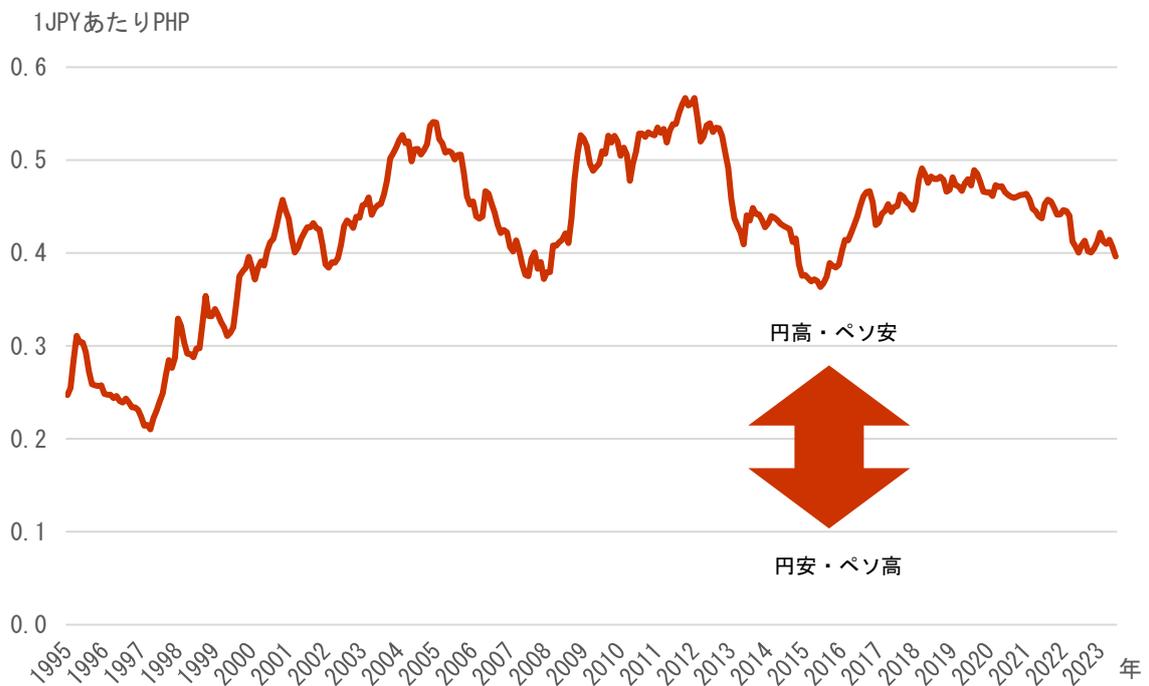
2000年代においても国内の政情・社会不安などからペソ安が進行した。2010年代においては2013年まで対米ドルでペソ高が進行し、その後ペソ安に転じた。2018年に1ドル54PHPを突破したものの、その後数年間は緩やかなペソ高の傾向が続いた。その後2021年半ばに再びペソ安に転じ、2022年10月には1ドル58.8PHPとおよそ18年ぶりに史上最安値を更新した。この背景には、フィリピンが輸入に頼る燃料価格が前年を上回る水準で推移したことで経常収支赤字の拡大懸念が広がったこと、また米国との金利差縮小が意識されたことが挙げられる。その後、更なるペソ安には陥っていないものの今後の為替の動向には引き続き注視が必要であろう。収益と費用の通貨が異なる場合 (例えばドルで資金調達・金利支払、フィリピン国内市場でペソ建ての収入を得る等)、ペソ安が進行することで収益がドルに換算すると目減りし、ドルで支払う元利負担が重荷となるシナリオも想定される。

次の図表は1ドル当たりのペソ、1円当たりのペソの交換比率の推移である。なお、フィリピンは為替の変動相場制を採用しており、為替管理制度の所管機関はフィリピン中央銀行 (BSP) である。

図表 16-3 外国為替レートの推移



(出所) フィリピン中央銀行 (BSP)



(出所) フィリピン中央銀行 (BSP)

### (1) 貿易取引

信用状 (L/C)、支払渡し (D/P)、引受渡し (D/A)、交互計算 (O/A)、直接送金、委託販売、輸入前払、輸出前貸し等を利用した通常の輸出入に係る外貨の売買は自由化されている。ただし、公認外為銀行 (Authorized Agent Banks: AABs) を通して売買しなければならない。実需に基づく取引であることを証明するため、外貨購入者には外貨購入申請書のほか、輸入取引等の証拠書類の提出が義務付けられている。ただし、1,000,000 ドル相当以内の外貨の購入については、証拠書類の呈示が免除され、外貨購入申請書の提出のみが義務付けられている。

上記以外の決裁手段による輸出入に係る外貨の場合、フィリピン中央銀行 (BSP) の事前許可が必要となり、公認外為銀行 (AABs) を通して売買しなければならない。

### (2) 貿易外取引

貿易外取引の場合、外貨を公認外為銀行 (AABs) 外でも自由に売買することができる。フィリピン居住者 (フィリピン出自のフィリピン人、居住する外国人含む) は 500,000 ドル、法人であれば 1,000,000 ドル相当額までの外貨購入を自由に行える。上記金額を超える外貨購入は外貨で支払う債務が存在する旨の証明などを添付する。

なお、フィリピン国内への外貨持込み額及び国外への外貨持出し額に関する規制はないが、10,000 ドル相当額を超える外貨を持込み又は持出す場合には、申告をしなければならない。また、50,000 フィリピンペソを超える、フィリピンペソの持込み及び持出しはフィリピン中央銀行 (BSP) への届出を要する。

### (3) 資本取引

外国投資家が資本の本国向け送金と、資本から発生した配当、利益、収益金の送金を行うために必要な外貨を銀行で購入する可能性がある場合には、投資の初期段階においてフィリピン中央銀行 (BSP) に事前登録する必要がある。登録については、現金投資と現物投資の両方が直接投資の対象となる。現物投資として登録が認められる資産には、機械及び設備、原材料、消耗品、交換用部品、投資受入企業の操業に必要な無形資産を含むその他項目を含む。

この登録は任意であるが、適正に登録された外国投資は、資本の本国送金及び配当、利益、収益金の送金を即時に行うことが認められている。つまり、登録済み外国投資の資本の本国送金又は配当、利益、収益金の送金は、BSP による事前承認なく商業銀行で行うことができる。